

本市における環境影響評価制度のあり方について

1 環境影響評価制度のあり方の検討の必要性（背景）

■環境影響評価法の改正（平成 23 年 4 月 27 日）

法施行後 10 年以上が経過し、施行を通じて浮かび上がった課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進及び情報技術の進展等の社会情勢の変化に対応するため法が改正されたことから、法改正の趣旨を踏まえた環境影響評価制度のあり方の検討が必要

○主な改正内容

- ・計画段階配慮書の手続の新設
- ・方法書段階における説明会の開催の義務化
- ・環境影響評価図書の電子縦覧の義務化
- ・環境保全措置等の公表等の義務化

○法と条例の関係

法 62 条において、「地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。」と規定

■条例施行後の課題

条例施行後 10 年以上が経過し、制度運用面での改善の検討が必要

○本市における環境影響評価の実施状況（手続中を含む）

- ・条例対象事業 8 件，法対象事業 1 件

2 主な検討内容

■法改正に伴う検討

計画段階における環境配慮の手続の導入の必要性 など

■本市独自の検討

市民等からの意見聴取の改善 など

（参考）環境影響評価制度

環境に及ぼす影響について、事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、住民及び地方公共団体等から意見を聴き、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくための制度

○対象事業

- ・環境影響評価法(平成 9 年 6 月 13 日公布)：大規模事業を対象
- ・福岡市環境影響評価条例(平成 10 年 3 月 30 日公布)：法対象外の小規模事業等を対象

※福岡市環境審議会の答申(平成 10 年 1 月 16 日)を受け制定

今後のスケジュール（案）

